

財務省告示第六百八十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
 成十五年十一月二十六日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第六十 四回）
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項
三	の条項及びその適	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	価格を競争に付して行われる入 札発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り 当てる。
六	発行行額	額面金額で四千九百九十三億 円
七	払込金額	五千三百八十八億千百万円
八	最低額面金額	五万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
十	発行行日	平成十五年十一月二十六日
十一	発行価格	額面金額百円につき百円八十銭 以上のそれぞれに応募価格
十二	利率	一年・九パーセント
十三	経過利率	募入決定の通知を受けた者

の払込み

は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{票面金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{67}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座について記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合においては、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

十四 初期利子

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{票面金額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、利子を支払う。平成十五年九月二十日

十六 償還金限度

額面金額百円につき百円

十七

二十 十九 十八

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支

平成十五年十一月二十六日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行